

平成30年10月24日
航空局安全部運航安全課

操縦技能審査員 各位

小型航空機の運航の安全確保について（通知）

1. 背景

本年8月30日、運輸安全委員会は、平成29年6月3日に新中央航空株式会社所属セスナ式172P型機が富山空港を出発し松本空港に向けて飛行中、立山連峰獅子岳の山頂付近に衝突し、搭乗者4名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。同報告書によれば、本事故は、事故機が山岳地帯を有視界飛行方式で飛行中、雲中飛行となったものと考えられ、地表を視認して自機の位置及び周囲の状況を把握することが困難となって山頂付近に近づいて衝突したものと考えられるとしています。また、事故機は、着氷気象状態での飛行は禁止されていたが、立山連峰越えを始めたころから雲中飛行となり、主翼及び尾翼等に着氷が発生し、同機の飛行性能に影響したものと考えられるとしています。さらには、事故時、機長及び操縦士は、腰シートベルトを着用していたがショルダーハーネスを着用しておらず、また後席の同乗者2名は3点式シートベルトを着用していなかった可能性が考えられるとしています。また、事故原因を踏まえ、国土交通大臣（航空局）あてに航空事故防止及び航空事故発生時の被害軽減策として、航空事故防止及び航空事故発生時における被害軽減策として下記を含む勧告が行われています。

- 操縦士に対し、着氷気象状態での飛行が認められていない航空機にとって着氷は極めて危険であることを理解し、着氷気象状態での飛行は絶対に避けなければならないことを周知すること
- 小型機の操縦士に対して、シートベルト及びショルダーハーネスの着用を励行するとともに同乗者にシートベルト等の着用を求めるよう指導すること
- 小型航空機の利用者に対しELTの適正な取付・運用方法等に関する情報を提供すること

2. 通知内容

航空局では、当該報告書の公表を受け、同日付で関係団体を通じて当該勧告内容の周知徹底等に関する依頼文書を発出したところですが、本年10月3日に

開催された第五回小型航空機等に係る安全推進委員会において、小型航空機の操縦士に対する確実な周知徹底及び理解促進を図るため、勧告内容を踏まえたリーフレットを作成・配布し、特定操縦技能審査の機会をとらえ理解を確認することとなりました。

これを受け、今般、公益社団法人日本航空機操縦士協会及びNPO法人AOPA-JAPANの協力を得て、航空機への着氷、シートベルト及びショルダーハーネス着用の励行並びにELTの適切な運用と措置に関するリーフレット（別添1）を新たに作成するとともに、特定操縦技能審査の機会に当該リーフレットの内容を重点的に審査することとしましたので、各操縦技能審査員におかれましては、以下についてご対応願います。

なお、今後特定操縦技能審査関連規程の改正を予定していますが、それまでの間においても特定操縦技能審査の機会に確実に実施されるよう、リーフレットの配布及び理解促進については本文書受領次第実施するとともに、リーフレット内容の重点的な審査についても実施して頂きますよう依頼いたします。

（1）リーフレットの配布及び理解促進（本文書受領次第実施）

事前調整の段階など可能な限り特定操縦技能審査を実施する前に、受審者である操縦士に対し、リーフレットを入手するとともに内容を十分に理解しておくよう依頼（当該リーフレットは、航空局ホームページ

[\(https://safetyp.cab.mlit.go.jp/safety/15_bf_000162/\)](https://safetyp.cab.mlit.go.jp/safety/15_bf_000162/)より入手可能)するとともに、審査終了後のブリーフィングの機会などにおいてリーフレットを受審者に手交して同内容の十分な理解を図ること。

（2）特定操縦技能審査における重点的な審査（特定操縦技能審査関連規程の改正を待たず実施）

航空機への着氷、シートベルト及びショルダーハーネス着用の励行並びにELTの適切な運用と措置に関し、特定操縦技能審査において重点的に審査するとともに、審査終了後のブリーフィングの機会においてもリーフレットを受審者に手交して同内容の十分な理解を改めて確認すること

3. その他依頼事項等

（1）第五回小型航空機等に係る安全推進委員会において国と操縦士との間の一層の連携強化を図るよう指摘されているところ、操縦士への直接的な安全啓発や情報発信を強化するため、操縦士からの一層の電子メールアドレスの収集を図る必要があることから、特定操縦技能審査の機会を通じた電子メールアドレスの収集について改めてご協力願います。

なお、手続きの詳細については、航空局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html) をご確認ください。

(2) 今後の特定操縦技能審査実施細則等の改正に加えて、平成25年12月2日付で雲中飛行におけるVFR飛行に関する注意喚起及び特定操縦技能審査における理解の確認を指示する文書を発出しているところ、当該内容についても確実に実施願います。

【連絡先】

航空局安全部運航安全課
技能審査係・小型機安全対策係
(03-5253-8737)